

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（修正国際基準）</p> <p>第四条 修正国際基準（規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。）は、平成二十七年六月三十日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によつて構成される会計基準）であつて、次に掲げるものとする。</p> <p>一 修正国際基準の適用（企業会計基準委員会による修正会計基準を除く。）</p> <p>二 企業会計基準委員会による修正会計基準のうち別表三に掲げるもの</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>

改 正 案

現 行

別表二（第三条関係）

号数	表題
(略)	(略)
国際会計基準（I A S） 第34号	<u>期中財務報告</u> （Interim Financial Reporting）
(略)	(略)

(略)

別表二（第三条関係）

号数	表題
(略)	(略)
国際会計基準（I A S） 第34号	<u>中間財務報告</u> （Interim Financial Reporting）
(略)	(略)

(略)

改 正 案	現 行						
<p>別表三（第四条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="185 304 441 347">号数</th> <th data-bbox="441 304 1025 347">表題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="185 347 441 405"> <u>企業会計基準委員会による 修正会計基準第1号</u> </td> <td data-bbox="441 347 1025 405"> <u>のれんの会計処理</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 405 441 462"> <u>企業会計基準委員会による 修正会計基準第2号</u> </td> <td data-bbox="441 405 1025 462"> <u>その他の包括利益の会計処理</u> </td> </tr> </tbody> </table>	号数	表題	<u>企業会計基準委員会による 修正会計基準第1号</u>	<u>のれんの会計処理</u>	<u>企業会計基準委員会による 修正会計基準第2号</u>	<u>その他の包括利益の会計処理</u>	<p>(新設)</p>
号数	表題						
<u>企業会計基準委員会による 修正会計基準第1号</u>	<u>のれんの会計処理</u>						
<u>企業会計基準委員会による 修正会計基準第2号</u>	<u>その他の包括利益の会計処理</u>						